

「災害復旧ローン」の取り扱い開始について

このたびの平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

幡多信用金庫(理事長 松田基)では、今回の災害により被災された皆様の生活再建をご支援いたしたく、各種災害復旧ローンの取り扱いを平成30年7月11日から下記のとおり開始させていただきます。また、中小企業・事業者さまにつきましても、災害復旧融資等のご要望について個別に承りますので、ご遠慮なくご相談願います。被災された皆さまの一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

記

取扱期間：平成30年7月11日から平成30年12月31日まで

・県制度災害復旧融資(別途保証料必要)

<貸付対象者>

県内において指定事業を営む中小企業者で、平成30年7月豪雨により被災され、事業用資産に直接被害を受け、当該市町村の罹災証明を受けた者。

<資金使途>

事業資金

<貸付限度額>

5,000万円

<貸付利率>

1.20%(変動)以上

・災害復旧ローン

<貸付対象者>

上記豪雨により被災され、居宅等に直接被害を受けられた個人の方。

<資金使途>

被災からの生活再建にかかる次の資金

①住宅の補修・修繕費用

②自動車の修理・買換費用

③家具・家電等の修理・買換費用

④申込人ご本人が当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金および借換に伴う手数料(①から③のいずれかと合わせた申込に限る)

<貸付限度額>

500万円

<貸付利率>

1.00%(固定～保証料含む)

新規のお借入れとあわせて、当金庫でご利用中の個人ローンをおまとめする場合の基準利率および適用利率は、ご利用中のローン残高部分について当該ローンの「当初基準利率」(基準利率・適用利率とも、保証料率が含まれていない場合は現在の保証料率を加えます)で計算した加重平均レートとします。



以上